

君津市総合評価落札方式ガイドライン

令和8年4月

君 津 市

目 次

1	総合評価落札方式の意義	1
2	対象とする案件と評価方法	2
3	標準的な実施手順	3
4	ちば電子調達システムの利用	4
5	落札者の決定方法	5
6	評価項目・配点	8
7	学識経験者の意見聴取	18
8	入札公告と結果の公表	19
9	契約後の措置	20
10	提出様式	21

1 総合評価落札方式の意義

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されています。

総合評価落札方式の採用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られることが期待されます。

また、技術力競争を行うことにより、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることにより、談合が行われにくい環境が整備されることも期待されます。

2 対象とする案件と評価方法

(1) 総合評価落札方式を採用する対象工事

- 原則予定価格5,000万円以上の工事（全工種）を対象とします。

例外として適用除外する例は以下のとおりです。

- 緊急性があるもの（災害復旧に係る工事等）
- その他総合評価落札方式を採用する必要がないと認めた工事

(2) 評価方法

評価値は、「除算方式」により算出します。

除算方式とは、標準点を100点として、これに価格以外に対する得点を加算した点数（技術評価点）を入札価格で除した値を評価値とし、評価値が最も高い者を落札者とする方式です。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

※詳細は、「5 落札者の決定方法」を参照ください。

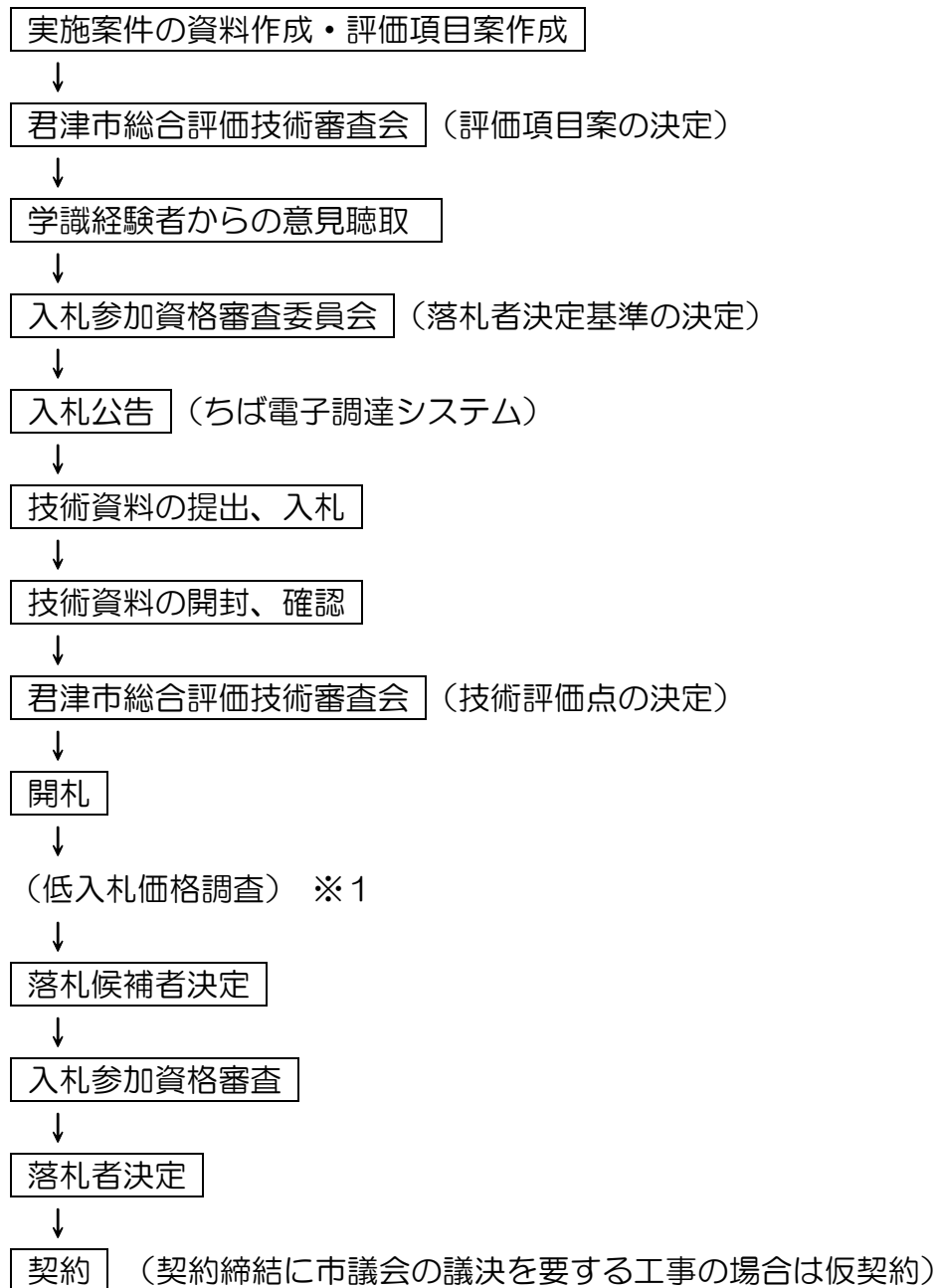
(3) 評価方式のタイプ

「特別簡易型方式」を採用します。

特別簡易型方式とは、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績などの定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

（企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度等を評価項目として設定）

3 標準的な実施手順



※1 落札者候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合に実施

4 ちば電子調達システムの利用

総合評価方式を適用する案件については、通常の制限付一般競争入札と同様に、ちば電子調達システム（以下、システムと言う。）を利用します。

- 技術評価点を算出するために必要な技術資料は、システムで提出していただきます。ただし、ファイル容量の都合等でシステムでの提出が困難な場合は、郵送又は持参による提出も可能です。

また、提出期限経過後に技術資料の追加、差し替え及び訂正は認めません。

- 提出された書類の工事名が誤っている場合や必要事項が未記入の場合は評価対象外となりますので、ご注意ください。
- 開札後に入札参加資格審査等の手続きを経て落札者が決定することになりますので、システム上では、「保留通知」を送り、落札者決定後に「落札者決定通知」を送ることとします。
- 最低制限価格ではなく、低入札価格調査基準価格を設定します。落札候補者の入札価格が調査基準価低入札価格調査基準価格を下回った場合には、低入札価格調査を実施し、履行可能と判断した場合に落札者とします。

5 落札者の決定方法

(1) 評価値算定方式

総合評価落札方式では、評価値の最も高い者を落札者とします。君津市は、価格以外に対する得点を加算した点数（技術評価点）を入札価格で除した値を評価値とする除算方式を採用します。

次の式で求めた「評価値」が最も高い者が落札者となります。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点}(\ast) \div \text{入札価格}$$

※ 技術評価点とは、標準点に加算点を加えた点数です。

(2) 加算点の算出

加算点は評価項目配点の合計を換算した得点とします。

評価項目配点の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の競争参加者は案分して加算点を与えます。

- ・加算点の満点を20点とします。
- ・加算点は小数点以下3位まで算出します。（第4位以下は切捨て。）

(3) 技術評価点の算出

標準点（100）に上記（2）で算出した加算点を加えて、技術評価点を算出します。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点}（100点） + \text{加算点}（最高20点）$$

加算点及び技術評価点は、入札書提出締め切り後に君津市総合評価技術審査会において審議し決定します。技術資料を提出しても、未入札や入札辞退した者は、審査対象外となります。

(4) 評価値の算出と落札候補者の決定

- ・以下の式で算出した「評価値」が最も高い者が落札候補者となります。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

(5) 評価値の計算

評価値の計算方法について、次ページに具体例を示します。

総合評価落札方式（除算方式）における評価値計算の具体例
（予定価格：2億円）

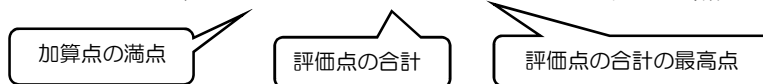
評価項目			配点	A社	B社	C社	
入札価格（円）				185,000,000	195,000,000	200,000,000	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	12	2	2	2	
		工事成績の平均点		6～4	2	4	5
		優良工事表彰対象工事		2	0	0	2
		事故及び不誠実な行為		0～4	0	0	0
		ISO		2	0	1	2
	技術者の能力	技術者資格	6	—	—	—	—
		施工経験		2	1	2	2
		若手・女性技術者		1	0	0	1
		CPD		1	0	1	1
		技術者の工事成績		2	0	0	2
信頼性・社会性	精通度	市内工事成績	11	2	1	2	
		災害協定		2	0	2	
	地域貢献度	市内企業活用		—	—	—	—
		営業拠点		3	1	3	3
		地域特有貢献		4	1	2	4
自由評価項目			—	—	—	—	
総合評価落札方式の履行義務違反			0	0～2	0	0	
① 評価点の合計			29	8	19	28	

② 加算点の算出

加算点の満点を20点とし、評価点の合計が最高であったC社に20点を付与する。（1位満点方式） A、B社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。（小数第4位以下切り捨て）

$$A社：20 \times 8/28 = 5.714 \text{ 点}$$

$$B社：20 \times 19/28 = 13.571 \text{ 点}$$



③ 技術評価点の算出

技術評価点 = (100点 + 加算点)

$$A社：105.714 \text{ 点} = (100 + 5.714)$$

$$B社：113.571 \text{ 点} = (100 + 13.571)$$

$$C社：120.000 \text{ 点} = (100 + 20.000)$$

④ 評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

A社 : (105.714 / 185,000,000) × 10,000,000 = 5.71427...

B社 : (113.571 / 195,000,000) × 10,000,000 = 5.82415...

C社 : (120.000 / 200,000,000) × 10,000,000 = 6.0000

技術評価点

入札価格

計算結果を比較し易くするため評価値の整数部
が1桁となるよう10の累乗を乗ずる

技術評価点算出統括表

	A社	B社	C社
① 評価点の合計	8	19	28
② 加算点	5.714	13.571	20.000
③ 技術評価点	105.714	113.571	120.000
入札価格 (円)	185,000,000	195,000,000	200,000,000
④ 評価値 (便宜上、小数点以下第4位まで表記)	<u>5.7142</u>	<u>5.8241</u>	<u>6.0000</u>
⑤ 落札候補者決定 (最高評価値取得者)	3位	2位	<u>1位</u> 落札候補者

6 評価項目・配点

(1) 評価項目の設定

下記の表から工事内容に応じて評価項目を設定します。

入札参加者間で評価に差異が生じない項目や、工事内容等により適正な評価が困難な項目は、削除できるものとします。また、工事の特性に合わせ自由評価項目を追加設定できるものとします。

区分	項目	細目	選択区分	配点	細目別配点
企業の技術力	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	◎	12	2
		君津市所掌工事における「工種：〇〇」での過去2か年度間の工事成績の平均点	◎		6～ -4
		過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	○		2
		君津市所掌工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為	◎		0～ -4
		ISO認証取得	◎		2
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者資格	○	8	2
		過去10年間の同種工事の施工経験	◎		2
		若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置	◎		1
		継続教育（CPD）の取組状況	○		1
		主任（監理）技術者として施工した君津市所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績	○		2
企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去10年間の君津市内での公共工事の実績	◎	2	2
	地域貢献度	地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定	○	11	2
		市内企業の活用	○		2
		営業拠点の所在地の有無	○		3
	地域特有貢献の有無	○	4		
	自由評価項目		○	1	1
		君津市所掌工事における総合評価落札方式での履行義務違反	○	0	0～ -2

※選択区分 ◎：原則設定 ○：内容等により選択

(2) 各評価項目における評価基準の詳細

(ア) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	
<p>1 過去10年間の同種工事の施工実績</p> <p>(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告の前日までを加えた期間に完成し、引渡しをした工事とする。</p> <p>(2) 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。同種工事とは、原則として、入札公告において入札参加資格要件として定めた工事をいう。</p> <p>(3) 公共工事とは、国等及び県等並びに市町村等（一部事務組合含む）の発注工事とする。</p> <p>(4) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関）とする。</p> <p>(5) 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とする。</p> <p>(6) 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下ア～ウのいずれかの団体</p> <p>ア 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合</p> <p>イ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社</p> <p>ウ 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）</p>	君津市又は国等若しくは県等の実績	2点
	その他の公共工事の実績	1点
	その他工事の実績	0点

<p>2 君津市所掌工事における「工種：〇〇」での過去2か年度間の工事成績の平均点</p> <p>(1)「工種：〇〇」とは、建設業法別表第1の上欄に掲げる29種類(例：土木一式、建築一式)のうち同一業種の工事をいう。</p> <p>(2)入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度の最終請負金額500万円以上の工事成績評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)の平均点(小数点第2位以下切捨て)を評価の対象とする。</p> <p>(3)ただし、該当する工事が無い場合は、上記(2)の「過去2か年度」を「過去5か年度」に置き換えることができる。</p>	<table border="1"> <tr><td>80点以上</td><td>6点</td></tr> <tr><td>80点未満 ~ 77.5点以上</td><td>5点</td></tr> <tr><td>77.5点未満 ~ 75点以上</td><td>4点</td></tr> <tr><td>75点未満 ~ 72.5点以上</td><td>3点</td></tr> <tr><td>72.5点未満 ~ 70点以上</td><td>2点</td></tr> <tr><td>70点未満 ~ 67.5点以上</td><td>1点</td></tr> <tr><td>67.5点未満 ~ 65点以上 又は成績なし</td><td>0点</td></tr> <tr><td>65点未満</td><td>-4点</td></tr> </table>	80点以上	6点	80点未満 ~ 77.5点以上	5点	77.5点未満 ~ 75点以上	4点	75点未満 ~ 72.5点以上	3点	72.5点未満 ~ 70点以上	2点	70点未満 ~ 67.5点以上	1点	67.5点未満 ~ 65点以上 又は成績なし	0点	65点未満	-4点
80点以上	6点																
80点未満 ~ 77.5点以上	5点																
77.5点未満 ~ 75点以上	4点																
75点未満 ~ 72.5点以上	3点																
72.5点未満 ~ 70点以上	2点																
70点未満 ~ 67.5点以上	1点																
67.5点未満 ~ 65点以上 又は成績なし	0点																
65点未満	-4点																
<p>3 過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事</p> <p>(1)「工種：〇〇」とは、建設業法別表第1の上欄に掲げる29種類(例：土木一式、建築一式)のうち同一業種の工事をいう。</p> <p>(2)入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間に「君津市優良建設工事表彰要領」に基づき表彰を受けた工事を評価の対象とする。</p>	<table border="1"> <tr><td>優良建設工事</td><td>2点</td></tr> <tr><td>優良建設工事奨励賞</td><td>1点</td></tr> <tr><td>表彰なし</td><td>0点</td></tr> </table>	優良建設工事	2点	優良建設工事奨励賞	1点	表彰なし	0点										
優良建設工事	2点																
優良建設工事奨励賞	1点																
表彰なし	0点																
<p>4 君津市所掌工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為</p> <p>(1)君津市建設工事等請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止又は書面による注意等の措置を対象とする。</p> <p>(2)指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を対象とする。書面注意等の措置の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、当該措置日を対象とする。(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上の工</p>	<table border="1"> <tr><td>なし</td><td>0点</td></tr> <tr><td>書面注意等あり</td><td>-2点</td></tr> <tr><td>指名停止あり</td><td>-4点</td></tr> </table>	なし	0点	書面注意等あり	-2点	指名停止あり	-4点										
なし	0点																
書面注意等あり	-2点																
指名停止あり	-4点																

事での措置を評価対象とする。)							
5 ISO認証取得 (1) ISO9001及びISO14001を入札 公告前日までに認証取得し、登録している事業 所を評価対象とする (2) 技術資料に登録証の写しを提出する。提出が ない場合は、評価対象外とする。	<table border="1"> <tr> <td>両方取得あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>いずれか1つ取得あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>取得なし</td> <td>0点</td> </tr> </table>	両方取得あり	2点	いずれか1つ取得あり	1点	取得なし	0点
両方取得あり	2点						
いずれか1つ取得あり	1点						
取得なし	0点						

(イ) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準						
1 主任（監理）技術者資格 (1) 入札参加要件で、監理技術者や一級国家資格 保有者等の配置を求めた場合は設定しない。 (2) 適用工種により、「一級建設機械施工技士」、 「一級建築施工管理技士」、「一級建築士」、「一 級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管 理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一 級造園施工管理技士」に適宜読み替える。 (3) 技術士の場合は、同一業種工事において、監理 技術者になりえる部門・科目のものに限る。	<table border="1"> <tr> <td>一級土木施工管理技 士又は技術士</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>上記以外の土木施工 に係る資格</td> <td>0点</td> </tr> </table>	一級土木施工管理技 士又は技術士	2点	上記以外の土木施工 に係る資格	0点		
一級土木施工管理技 士又は技術士	2点						
上記以外の土木施工 に係る資格	0点						
2 過去10年間の同種工事の施工経験 (1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する 前年度から10か年度及び当該年度の入札公告 の前日までを加えた期間に完成し、引渡しをし た工事とする。 (2) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、 現場代理人として施工した経験（共同企業体の 構成員の場合は出資比率20%以上）により評 価する。 (3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間 が最も長い技術者のみ評価する。 (4) 「国・県・市町村等」については、「(ア) 企業 の施工能力、過去10年間の同種工事の施工実 績」を参照すること。 (5) 評価対象期間中に出産・育児等により休業し	<table border="1"> <tr> <td>君津市又は国等若しく は県等の実績</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>その他の公共工事の 実績</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>その他工事の実績</td> <td>0点</td> </tr> </table>	君津市又は国等若しく は県等の実績	2点	その他の公共工事の 実績	1点	その他工事の実績	0点
君津市又は国等若しく は県等の実績	2点						
その他の公共工事の 実績	1点						
その他工事の実績	0点						

<p>た場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ 評価対象に加える期間</p> <table border="1" data-bbox="261 465 858 712"> <thead> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間 (切り上げ ※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。</p> <p>通常の評価対象期間(過去10年間)に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。</p> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間 (切り上げ ※)	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	2年以上3年未満	3年	
休業期間	評価対象期間に加える期間 (切り上げ ※)								
1年未満	1年								
1年以上2年未満	2年								
2年以上3年未満	3年								
<p>3 若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置する場合に評価する。(兼務は可とする)</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="890 1294 1295 1393"> <tr> <td>配置あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>配置なし</td> <td>0点</td> </tr> </table>	配置あり	1点	配置なし	0点				
配置あり	1点								
配置なし	0点								
<p>4 継続教育(CPD)の取組状況</p> <p>(1) 原則「土木施工管理技士」、「建築士」、「建築施工管理技士」、「技術士」に係る資格の場合に設定する。ただし、必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理</p>	<table border="1" data-bbox="890 1729 1295 1827"> <tr> <td>取得あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>取得なし</td> <td>0点</td> </tr> </table>	取得あり	1点	取得なし	0点				
取得あり	1点								
取得なし	0点								

<p>技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>なお、これら以外の資格を対象とする場合は評価の対象となる証明書を指定する。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>											
<p>5 主任(監理)技術者として施工した君津市所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績</p> <p>(1) 過去4か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年度とする。</p> <p>(2) 同一業種の工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。</p> <p>(3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(4) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ 評価対象に加える期間</p> <table border="1" data-bbox="204 1570 858 1767"> <thead> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間 (切り上げ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間 (切り上げ)	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	<table border="1" data-bbox="890 853 1294 999"> <tr> <td>80点以上の実績あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0点</td> </tr> </table>	80点以上の実績あり	2点	なし	0点
休業期間	評価対象期間に加える期間 (切り上げ)										
1年未満	1年										
1年以上2年未満	2年										
80点以上の実績あり	2点										
なし	0点										

6 配置予定技術者の補足事項

- (1) 技術資料提出時に配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を申請することができる。この場合、点数の最も低い技術者で評価する。
- (2) 受注後に病気、退職等のやむを得ない事情により主任（監理）技術者を交代する場合は、同等以上の評価となる者と交代すること。

(ウ) 地域精通度

評価項目	評価基準	
<p>1 過去10年間の君津市内での公共工事の実績</p> <p>(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。</p> <p>(2) 工事場所の一部に君津市内が入っている場合も評価対象とする。</p> <p>(3) 「公共工事」については、「(ア) 企業の施工能力、過去10年間の同種工事の施工実績」を参照すること。</p>	君津市の実績	2点
	君津市以外の公共工事の実績	1点
	その他工事の実績	0点

(エ) 地域貢献度

評価項目	評価基準	
<p>1 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定</p> <p>(1) 入札公告の前日の時点において、君津市と「地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定」を締結している企業又は締結している団体の構成員を対象とする。</p> <p>君津市と「地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定」以外の災害協定を締結している場合や君津市以外の自治体等と災害協定を締結している場合は評価対象外とする。</p> <p>(2) 「地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定」の締結に関係しない工種及び部局については、設定しないことができる。</p>	君津市と締結あり	2点
	締結なし	0点

<p>(3) 特殊な専門工事など市内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。</p>									
<p>2 市内企業の活用</p> <p>(1) 入札参加資格要件において、市内本店企業のみが参加できることとした場合は設定しない。</p> <p>(2) 特殊な専門工事など下請けに市内本店企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 421 1198 517">入札参加業者が市内本店企業</td> <td data-bbox="1198 421 1294 517">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 517 1198 757">入札参加業者が市内支店又は市外企業であり、下請負金額の70%以上を市内本店企業と契約予定</td> <td data-bbox="1198 517 1294 757">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 757 1198 996">入札参加業者が市内支店又は市外企業であり、下請負金額の50%以上を市内本店企業と契約予定</td> <td data-bbox="1198 757 1294 996">1点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 996 1198 1048">その他</td> <td data-bbox="1198 996 1294 1048">0点</td> </tr> </table>	入札参加業者が市内本店企業	2点	入札参加業者が市内支店又は市外企業であり、下請負金額の70%以上を市内本店企業と契約予定	2点	入札参加業者が市内支店又は市外企業であり、下請負金額の50%以上を市内本店企業と契約予定	1点	その他	0点
入札参加業者が市内本店企業	2点								
入札参加業者が市内支店又は市外企業であり、下請負金額の70%以上を市内本店企業と契約予定	2点								
入札参加業者が市内支店又は市外企業であり、下請負金額の50%以上を市内本店企業と契約予定	1点								
その他	0点								
<p>3 営業拠点の所在地の有無</p> <p>(1) 当該工事を入札公告する前年度から過去10か年度に君津市建設工事等入札参加資格者名簿において、君津市内に本店を登録している年数で判断する。</p> <p>(2) 「契約権限を委任している支店・営業所あり」とは、君津市建設工事等入札参加資格者名簿において、君津市内の支店・営業所等に契約権限を委任している企業とする。</p> <p>(3) 入札参加資格要件で、市内本店企業のみが参加できることとした場合は設定しない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="879 1137 1198 1234">君津市内に10年以上本店あり</td> <td data-bbox="1198 1137 1294 1234">3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1234 1198 1330">君津市内に5年以上10未満本店あり</td> <td data-bbox="1198 1234 1294 1330">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1330 1198 1525">君津市内に5年未満本店あり又は君津市内に契約権限を委任している支店・営業所あり</td> <td data-bbox="1198 1330 1294 1525">1点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1525 1198 1576">なし</td> <td data-bbox="1198 1525 1294 1576">0点</td> </tr> </table>	君津市内に10年以上本店あり	3点	君津市内に5年以上10未満本店あり	2点	君津市内に5年未満本店あり又は君津市内に契約権限を委任している支店・営業所あり	1点	なし	0点
君津市内に10年以上本店あり	3点								
君津市内に5年以上10未満本店あり	2点								
君津市内に5年未満本店あり又は君津市内に契約権限を委任している支店・営業所あり	1点								
なし	0点								
<p>4 地域特有貢献の有無</p> <p>(1) 君津市内の公共施設での地域美化活動のボランティア実績、市内在住の障害者雇用実績、市内在住の高年齢者雇用実績、市内在住の女性雇用実績、君津市から消防団協力事業所の認定、災害協定に基づく応急対応実績を対象とする。</p> <p>(2) 地域美化活動のボランティア実績は、前年度</p>									

<p>及び当該年度の入札公告の前日までの実績を評価する。</p> <p>(3) 高齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。)</p> <p>(4) 障害者の雇用、高齢者の雇用及び女性の雇用実績は、入札公告の前日における雇用実績を評価する。</p> <p>(5) 雇用実績において、同一人物が複数の項目に該当する場合は、それぞれ該当する項目を評価する。(例：高齢者かつ女性の者を雇用している場合は2項目該当とする)</p> <p>(6) 消防団協力事業所の認定は、入札公告の前日における認定の有無を評価する。</p> <p>(7) 災害応急対応は、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の当該工事の入札公告の前日までを加えた期間に、君津市と締結した「地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定」に基づく災害対応実績を評価する。ただし、当時施工中の現場に関連するものは除く。</p> <p>工事請負契約のほか、補修業務契約(修繕)や伐採撤去等も評価対象とする。</p> <p>無償対応の場合は、施設管理者から実績が確認できた場合に評価対象とする。</p> <p>競争入札により受注した災害復旧工事等は評価対象外とする。</p> <p>(8) 各項目に該当する場合は、実績が確認できる資料を提出する。ただし、消防団協力事業所の認定については、発注者から君津市消防本部へ確認するため、資料提出は不要とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">ア 地域美化活動のボランティア実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ 障害者雇用実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ウ 高齢者雇用実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">エ 女性雇用実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オ 君津市から消防団協力事業所の認定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カ 災害応急対応実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の6項目のうち</td> </tr> <tr> <td>4項目以上該当</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>3項目該当</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>2項目該当</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>1項目該当</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>該当なし</td> <td>0点</td> </tr> </table>	ア 地域美化活動のボランティア実績		イ 障害者雇用実績		ウ 高齢者雇用実績		エ 女性雇用実績		オ 君津市から消防団協力事業所の認定		カ 災害応急対応実績		の6項目のうち		4項目以上該当	4点	3項目該当	3点	2項目該当	2点	1項目該当	1点	該当なし	0点
ア 地域美化活動のボランティア実績																									
イ 障害者雇用実績																									
ウ 高齢者雇用実績																									
エ 女性雇用実績																									
オ 君津市から消防団協力事業所の認定																									
カ 災害応急対応実績																									
の6項目のうち																									
4項目以上該当	4点																								
3項目該当	3点																								
2項目該当	2点																								
1項目該当	1点																								
該当なし	0点																								

(オ) 自由評価項目

評価項目	評価基準	
工事の内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする。		
	あり	1点
	なし	0点

(カ) 履行義務違反

評価項目	評価基準	
<p>1 君津市所掌工事における総合評価落札方式での履行義務違反</p> <p>(1) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1か年度間に完成した工事の履行義務違反を評価の対象とする。</p> <p>(2) 履行義務違反による工事成績評定点の減点があった工事の有無により評価する。</p>	違反なし	0点
	違反あり	-2点

7 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式における落札者決定基準を定めようとするときは、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者の意見を聴取します。（地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項）

①落札者決定基準を定めようとするとき

（併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴取します。）

②改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、意見聴取します。

※ただし、君津市が採用する「特別簡易型」では②については想定しておりません。

君津市では、千葉県の「市町村等総合評価支援要綱」に基づき、千葉県へ「学識経験者の意見聴取」を要請しています。

8 入札公告と結果の公表

(1) 入札参加者への周知（入札公告）

手続きの透明性及び公平性を確保するため、次の事項を入札公告に記載します。

- ・ 総合評価落札方式による入札である旨
- ・ 価格以外の要素として評価する項目（評価項目）の内容
- ・ 評価項目ごとの評価基準及び欠格事項
- ・ 落札者の決定方法
- ・ 総合評価の方法
- ・ 入札参加者に求める総合評価に係る資料の内容、提出方法及び提出期間
- ・ その他総合評価落札方式による入札を行うために市長が必要であると認める事項

(2) 落札者決定後の結果公表

落札者を決定したときは、以下の事項について、結果を公表します。

- ・ 落札者名
- ・ 各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点
- ・ 各入札参加者の入札価格
- ・ 各入札参加者の評価値

(3) 結果の公表方法

結果の公表は、開札調書及び評価調書（様式第15号）により行います。

開札調書は、君津市役所管財課窓口において縦覧に供します。

評価調書は「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」に掲載します。

- ・ 低入札価格調査により無効となった場合の点数及び入札価格は公表します。
- ・ 未入札又は辞退した場合は、その旨のみ公表します。

9 契約後の措置

(1) 主任（監理）技術者配置の履行義務

配置する主任（監理）技術者は、原則技術資料に記載された者を配置してください。当該技術者が病気・退職等のやむを得ない事情により配置することができない場合は、当該技術者と同等以上の評価が得られる者を配置してください。また、技術者が途中交代する場合も同様です。

(2) 市内企業活用の履行義務

受注者が、「市内企業活用」の評価項目において、「市内支店又は市外企業であり下請金額の合計の70（50）%以上を市内本店企業と契約予定」として評価された場合、監督員は受注者が提出した施工体制台帳について、履行状況の確認を行います。

(3) 不履行時の措置について

「主任（監理）技術者の配置」及び「市内企業活用」の履行義務が果たせなかった場合は、工事成績評定点の考査項目「法令順守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減点します。

また、受注者が偽りその他不正の手段により落札者となったことが判明した場合や不履行の内容が悪質と認められる場合は、契約の解除や指名停止等の措置を行うことができることとします。

10 提出様式

- 技術資料の提出について（様式第1号）
- 同種工事の施工実績（様式第2号）
- 配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績（様式第3号）
- 配置予定技術者の評価対象期間の追加事由（様式第4号）
- 若手技術者・女性技術者の配置（様式第5号）
- 継続教育（CPD）の取得状況（様式第6号）
- 君津市内での施工実績（様式第7号）
- 地震、風水害、雪害その他の災害時における応急措置に関する協定（様式第8号）
- 市内企業の活用（様式第9号）
- 地域美化活動のボランティア実績（様式第10号）
- 障害者雇用促進（様式第11号）
- 高齢者雇用促進（様式第12号）
- 女性雇用促進（様式第13号）
- 災害応急対応実績（様式第14号）
- 評価調書（様式第15号）